

Title	労組法2条「使用者」概念 一労働組合の自主性からの考察
Author(s)	松井, 有美
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/87768
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏 名 (松井 有美)	
論文題名	労組法2条「使用者」概念－労働組合の自主性からの考察
論文内容の要旨	
<p>本論文の目的は、労働組合法（以下、「労組法」という。）2条「使用者」概念を自主性の観点から検討し、多義的な労組法上の「使用者」概念の一端を明らかにすることである。</p> <p>本論文では、I章において、研究の背景を概説している。副業・兼業やプラットフォーム型就労等による働き方の多様化、持株化・分社化等による企業のあり方の多様化が進み、現代社会は超企業的社会へと向かっている。そのような変化の中で、超企業的组合である合同労組にも注目が集まっている。他方で、合同労組は、人材・資金不足に陥っていることが指摘されている。その一因として、従来の企業別組合を与件とする法解釈によって、合同労組が労組法上の労働組合（法適合組合）であろうとするときに強い制約が課されていることが挙げられる。法適合組合は、労組法2条本文及び但書各号、労組法5条2項の要件を充足する必要がある。先行研究は、自主性要件にかかる「使用者の利益を代表する者」（労組法2条但書1号）及び「使用者の経理上の援助」（労組法2条但書2号）の該当性について、「利益を代表する者」や「経理上の援助」とは何かを議論してきた。他方で、超企業的社会では労組法上の「使用者」概念は多義的な意味を持つと指摘されているものの、不当労働行為制度における「使用者」（労組法7条）として盛んに議論されているにとどまり、労組法2条「使用者」にその議論が妥当するののかという議論はあまりなされていない。労組法2条において「使用者」概念は、法適合組合における自主性要件の充足という観点から、重要なファクターである。</p> <p>II章において、現代の労働環境を概観し、超企業的社会と合同労組の関係に触れ、問題提起を行なっている。具体的には、デジタル変革をもたらす働き方への影響や、副業・兼業の推進、プラットフォーム型就労をもたらす労働組合法上の問題についてウーバーイーツ等を例に挙げて検討している。</p> <p>III章では、合同労組とは何かを明らかにすることを試みている。労組法は労働組合を定義するが、類型別に労働組合を定義していない。先行研究を基礎としつつ現代の合同労組の組織・活動状況に鑑みて現代における合同労組の定義づけを試みる。現代の合同労組の意義やその組織的特徴を確認し、以下に続く法解釈の基礎とする。</p> <p>IV章では、合同労組が労組法の保護・救済を受け、十分に組合活動を行うためには法適合組合であることが必要であることを指摘し、合同労組にとって特に重要な要件である主体性・自主性・団体性要件について述べている。主体性要件では労働者概念について簡単に私見を述べている。自主性要件については、合同労組と自主性の関係について簡潔に述べ、資格審査実務や先行研究等を手がかりに、労働組合の自主性について明らかにすることを試み、自主性と「使用者」概念の関係について述べている。団体性要件は、簡単に先行研究をまとめている。</p> <p>V章では、不当労働行為制度の趣旨・目的を確認し、労組法7条「使用者」について基本事項を確認している。そして、労組法7条「使用者」と労組法全体にかかる重要なファクターである「労働者」（労組法3条）との関係、労組法7条とはベクトルの異なる思考が必要な労組法2条「使用者」との関係、労組法7条とそのほかの規定との関係について概説し、合同労組の視点から労組法上の「使用者」概念について述べている。</p> <p>VI章では、台湾の労働組合法である工會法について主に述べている。台湾の集团的労使関係法は、2010年に大改正がなされた。改正では、日本の集团的労使関係法が参考とされている。本章では、工會の自主性、人材・資金の確保、雇主（使用者）概念について述べている。</p> <p>VII章では、労組法2条「使用者」概念について私見を述べている。労組法2条但書1号「使用者」では、人材確保の観点から、弁護士・社労士といった有資格者による労働組合の組織について言及している。労組法2条但書2号「使用者」では、資金の確保の観点から助成金・交付金・クラウドファンディング等の交付主体の労組法上の「使用者」性について述べている。労働組合の自主性の限界を検討しつつ、労組法2条における「使用者」概念とは何かを明らかにすることを試みている。</p> <p>社会状況の変化と共に自主性に対する考え方は移り変わっている。本論文では、現代における自主性とは何かを考察しつつ、合同労組を手がかりとして、これからの時代に相応しい「使用者」概念の検討を試みている。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (松 井 有 美)		
	(職)	氏 名
論文審査担当者	主 査	教 授 水 島 郁 子
	副 査	教 授 三 阪 佳 弘
	副 査	准教授 地 神 亮 佑

論文審査の結果の要旨

本論文は、労働組合法2条の「使用者」概念を、労働組合の自主性の観点から考察するものである。

申請者は、現代社会が超企業社会へと向かっており、超企業社会では超企業組合である合同労組に注目が集まるとし、合同労組に着眼して本論文を執筆した。かつての合同労組は、中小企業の未組織労働者を中心に、一定の地域を基盤として組織化を図っていたが、現代の合同労組は、非正規労働者や外国人労働者、企業別組合から脱退した者等を含めて広く、かつ、インターネット等を利用して全国規模での組織化を図っている。合同労組がその役割を十分に果たすには、合同労組の人材・資金確保が重要であるが、合同労組ではリーダー的存在を見つけることが容易でなく、低所得者層の割合が高いため組合費が十分でなく、組合活動諸経費は完全に自前であり、財政状況は芳しくないとの問題がある。これに関係するのが、労働組合法2条の法適合要件である。

企業別労働組合を前提とする従来の議論では、「使用者」概念として、もっぱら労働組合法7条（不当労働行為制度）の「使用者」が議論され、通説的にはそれが労働組合法上の「使用者」と同義とされてきた。これに対して申請者は、労働組合法上の「使用者」概念を多義的にとらえる立場をとる。そして、労働組合法2条の「使用者」概念を縮小すれば、労働組合の法適合要件を緩和することになり、それにより人材・資金確保の可能性が広がれば、労働組合の組織基盤の強化につながると考える。

本論文の構成および概要は、以下のとおりである。

「I はじめに」および「II 現代の労働環境とこれからの労働環境」では、上記に述べたような本論文の問題関心、執筆意図と、その背景となる現代の労働環境が述べられる。

「III 合同労組の意義とその組織的特徴から生じる労組法上の課題」では、合同労組の成立の経緯を踏まえつつ、現代の合同労組の役割や特徴を述べる。合同労組が企業別組合の組織からもれた「労働者」等を救済する組織として重要な役割があることや、合同労組の姿勢が個人主義的な生き方に合致すると考えられることを指摘する。

「IV 合同労組と法適合組合」では、合同労組の視点から、労働組合法2条の法適合要件の主体性・自主性・団体性要件について検討する。とくに自主性について、特定の企業では利益代表者に該当する場合であっても、その他の企業との関係で利益代表者と解する必要がないとの、申請者の見解を示す。

「V 労組法7条「使用者」概念」では、従来からの議論の蓄積がある労組法7条の「使用者」概念を整理し、それと労組法3条の「労働者」の関係、さらには、労組法2条の「使用者」との関係等を探る。

「VI 台湾の集团的労使関係法制」では、日本の労働組合法を参考に法整備がなされている台湾の集团的労使関係法制をとりあげる。中心となるのは工會法であるが、台湾では工會（労働組合）の自主性を意識しつつも人材・資金確保の観点から柔軟な規定がなされていることが注目される。工會の自主性、人材・資金の確保、雇主（使用者）概念等について、検討する。

「VII 法適合組合と「使用者」概念」では、以上の検討を踏まえ、労働組合法2条「使用者」概念について、申請者の私論を展開する。労働組合法2条における重要な観点は自主性を阻害するかにあるとし、（「使用者」とみなされうる立場にある者が）自主性を阻害しない場合にまで「使用者」と評価すべきでないことを、述べる。

「VIII おわりに」で、本論文を総括し、分析して得られた結論を明らかにする。

「大阪大学大学院法学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について 2. 3」に基づき、以下、本論文の評価を行う。

本論文は、合同労組が超企業的社会に適合し、多様な労働者を取り込み、インターネット等を利用した活動により、地方の労働者をも取り込む可能性を指摘する。これにより合同労組は、労働組合や弁護士事務所等が存在しない地方の労働環境の改善に寄与する可能性があるとするが、このような視点は目新しいものであるし、実践的提言としての意味がある。合同労組や労働組合の自主性についての分析は、古い文献に遡って検討を行い、現代の視点から評価を行っている点で評価できる。労働組合法上の「使用者」概念を統一的に解する通説的見解に対して、「使用者」概念を多義的にとらえることの当否を述べたうえで、労働組合法2条の「使用者」概念について独自の見解を示したことは、オリジナリティの高さの点でも、労働法学会への重要な問題提起である点でも、高く評価できる。

本論文の論旨は明快で、文章もわかりやすい。

本論文は、労働組合法について十分な全般的知識の下に、執筆されている。

以上に加え、最終試験の結果から見ても、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに十分な価値がある。

なお、本論文に剽窃のないことは、iThenticateの利用により確認した。